

あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業募集要領

第1 事業の趣旨

愛知県には、三河山間部の森林、名古屋圏を中心とする都市の緑、その中間に位置する里山林と、守るべき森と緑が多く存在していますが、近年、手入れ不足の森林の増加や、都市の緑の減少に伴う森や緑の持つ公益的機能の低下が危惧されています。

こうした状況の改善のためには、森や緑を「県民共有の財産」として明確に位置付け、県民、NPO、行政などが連携、協働して森や緑の保全に取り組み、次世代に引き継いでいく必要があります。

この事業は、NPOやボランティア団体など多様な主体が行う自発的な森と緑の保全活動や、日常生活の中で次第に失われつつある森林とのふれあいなどを体験・学習する機会の提供を通じて森と緑を社会全体で支えるという機運を醸成する環境学習について、「あいち森と緑づくり税」を財源として交付金を交付して支援します。

県では、この事業を地域の特性や多様なニーズに応じ、地域の自主性や創造力を生かした事業として行うため、市町村やNPO等の皆様が行う企画提案を募集します。

第2 募集対象

以下の団体を対象とします。

- ・ 市町村
- ・ NPO、ボランティア団体、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、自治会、私立学校等

これらの団体については、次の事項を全て満たしていることが必要です。

- 1 愛知県内に活動の拠点を置き、団体構成員自ら活動を行う5人以上の団体(団体構成員は主として県内在住・在勤・在学の者)であること。
- 2 団体の設立目的、趣旨等を明記した規約を有すること。
- 3 代表者及び所在地が明らかなこと。
- 4 会計経理が明確なこと。
- 5 政治団体や宗教団体でないこと。
- 6 暴力団及びその関係者でないこと。
- 7 交付対象事業の公表に異議がないこと。

第3 事業の内容

(1) 募集する取組の内容

第2に定める団体が自主的に行う事業を募集します。内容については別表1を、また取組が満たすべき条件については別表2を参考にしてください。

【別表1】募集する取組の内容

交付対象事業		取組内容
A 環境 保全 活動	1 森・緑の育成活動 事業	多様な生態系の保全やふれあいの場の創出など、健全な緑を保全・育成するための事業又は同取組を新たに立ち上げるために必要な事業 例：多様な生物が生息・生育するための植物等の保全活動、ビオトープ及び周辺の自然環境の整備、新たな育成活動に向けた調査、自然環境管理計画の策定 等
		山・川・海つながりや人をはじめとした生物が享受している水と緑の恩恵を学ぶ事業 例：山・川・海つながりを理解するための流域での体験学習の実施 等
B 環境 学習	2 水と緑の恵み体 感事業	山・川・海つながりや人をはじめとした生物が享受している水と緑の恩恵を学ぶ事業 例：山・川・海つながりを理解するための流域での体験学習の実施 等
	3 森林生態系保全 の学習事業	森林生態系の保全の大切さや手法を学ぶ事業 例：自然観察会等を通じた森林生態系保全に関する環境学習の実施 等
C 緑の 教室	4 太陽・自然の恵み 学習事業	地球温暖化対策等に役立つ緑の生育や木質バイオマスの利用等を通じて太陽や自然の恵みについて学ぶ事業 例：緑のカーテンなど植物（緑化）の生育実習と環境学習講座の実施、木質バイオマスである薪・炭等作り及び利用体験を通じた環境学習講座の実施 等
		上記の1～4に該当しない創意工夫を凝らした独自の生物多様性に関連した環境保全活動及び環境学習事業
D 独自 提案	5 独自提案による 環境保全活動・環境 学習事業	上記の1～4に該当しない創意工夫を凝らした独自の生物多様性に関連した環境保全活動及び環境学習事業

注意事項

- ◆ 間伐、除伐、植樹及び木工体験等の事業については、「生態系の保全やふれあいの場の創出」又は「森林生態系保全の大切さや手法を学ぶこと」を目的とし、その効果が認められるものに限り交付対象とします。

【別表 2】 募集する取組が満たすべき条件

取組区分	取組が満たすべき条件
共通事項 (A~D)	① 営利を目的としないこと。 ② 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。 ③ 愛知県内で実施すること。 ④ 交付対象事業年度に既に着手している事業でないこと。 ⑤ 交付金事業者が自主的かつ主体的に取り組むこと。 ⑥ 寄付等を行う、いわゆるチャリティーを目的とする事業でないこと。 ⑦ 森と緑づくり以外（国際交流、福祉、芸術文化等）に主眼が置かれている事業でないこと。 ⑧ 特定の個人又は団体のみ利益に寄与する活動でないこと。 ⑨ 特定の団体・個人名を事業名等に付さないこと。 ⑩ 同一の事業について、国又は地方公共団体が交付する補助金、負担金及び交付金の交付を受けるものではないこと。
B 環境学習 C 緑の教室 D 独自提案	事業の企画のみを目的とする事業でないこと。
C 緑の教室	緑の生育又は木質バイオマスの利用を行い、加えて地球温暖化対策等に関する環境学習を行うこと。

(注) 活動場所等について所有者や管理者から了解を得た上で応募してください（実施計画書には所有者等の承諾書を添付する必要があります。）。

(2) 交付金の交付率

10分の10以内

(3) 交付額の上限

1団体（市町村を含む。）当たり110万円です。複数の交付対象事業区分で事業を実施できますが、その場合でも1団体当たりの上限は合計110万円です。

なお、前年度からの本交付金事業を継続実施する団体については80万円、継続実施が6年以上の団体については70万円です。

また、別表1の「C 緑の教室」のうち、緑の生育を通じて実施する事業については、1団体当たり110万円と、事業実施か所（校）数に30万円を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とします。

(4) 交付対象経費

資材や用具の購入等、企画提案された事業の実施に必要な経費（別表3のとおり）を対象とします。

(5) 交付金の支払い

交付金の支払いは、事業完了後の精算払とします。なお、精算にあたっては、領収書等支出を証明する関係資料が必要です。(一定の要件の下に、概算払(一部前払い)が認められる場合があります。詳細はお問い合わせください。)

(6) 実施期間

交付決定の日から令和7年1月31日までとします。

【別表3】 交付対象経費一覧

交付対象経費	例
①里山整備計画作成及び保全活動協定締結のための測量・調査に要する経費	—
②活動のための交通費、ガソリン代等の燃料費、駐車場代	—
③消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費 ^{※2}	—
④講演会、講習会等の講師に対する謝金 ^{※3}	—
⑤広報・印刷費	テキスト、プログラム、ポスター、チラシ等の印刷費など
⑥活動の際の保険料・資材運搬費	郵送料、宅配料など
⑦会議室等の借上費	会場使用料、付帯設備費など
⑧その他事業活動に必要と認められる経費	簡易工事費 ^{※4} 、飲食代 ^{※5} など
⑨（市町村のみ）交付対象事業を行うNPO等に対する委託料等 ^{※6}	—
<p><備考></p> <p>1 次の経費については、交付対象外とします。</p> <p>(1) 団体の日常的な運営費、人件費（講師謝金除く。）</p> <p>(2) 交際費及び接待費（祝儀、花束、手土産等）</p> <p>(3) 賞金、賞品、記念品代等</p> <p>(4) 通信費（電話、FAX、インターネット等）</p> <p>2 「③消耗品・資材・用具等の購入・借上・維持修繕費」については、以下のとおりとします。</p> <p>(1) 単価3万円を超える用具、用品又は機器類は、原則、借上費のみを対象とします。</p> <p>(2) 購入費に係る交付対象は、合計35万円を上限とします（別表1「4 太陽・自然の恵み学習事業」のうち、緑の生育を通じて実施する事業については、この限りではありません。）。</p> <p>3 講師謝金については、交付金事業者の会員やスタッフ（内部講師）は対象外とします。また、30,000円/日・人を上限とし、県の規程等を参考に査定します。</p> <p>4 工事費や委託料により行う活動が事業の主要部分を占める場合は交付対象外とします。</p> <p>5 事業実施日の飲食代に限ります。ただし、環境学習の資材として必要な場合はこの限りでなく、「③資材等の購入」に分類してください。</p> <p>なお、飲食代は活動時間が5時間以上に及ぶ場合のみ対象とし、1人1日当たり500円を上限とします。</p> <p>6 市町村が事業の一部をNPO等に委託する場合、委託料のうち「交付対象経費②～⑧」に該当する経費のみを交付対象とし、かつ、備考1から備考5を適用します。</p>	

第4 応募の方法

(1) 提出書類

「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領」の別記様式1に定める「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施計画書」及び必要な添付資料を3部（白黒・両面刷りA4判）提出してください。

実施計画書等の様式は、愛知県のウェブページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.aichi.jp/press-release/2024morizeikikakubosyu.html>)

また、県庁（環境局環境政策部環境活動推進課、水大気環境課生活環境地盤対策室、自然環境課、環境局地球温暖化対策課）、東三河総局（新城設楽振興事務所を含む。）及び各県民事務所でもお受け取りいただけます。

なお、応募申請は、交付対象事業区分ごとに1件とします。

(2) 提出場所・方法

市町村が応募主体になる場合は市町村の所在地により、NPO等の団体が応募主体になる場合は主な事業実施場所により、別表4に指定する提出先に郵送又は持参してください。

(3) 提出期限（郵送の場合は当日必着）

令和6年3月1日（金）午後5時30分

(4) その他

選定された企画提案が事業予算額に満たない場合には、後日追加募集を行うことがあります。

【別表4】提出先一覧

市町村所在地(市町村事業)、 主な事業実施場所(NPO等事業)	提出先
名古屋市	環境局環境政策部環境活動推進課 調整・環境配慮行動グループ 〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 052-954-6240(ダイヤルイン)
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山 町、大口町、扶桑町 瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭 市、豊明市、日進市、長久手市、東 郷町	尾張県民事務所環境保全課 〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 環境保全第一グループ 052-961-7254(ダイヤルイン) 環境保全第二グループ 052-961-7255(ダイヤルイン)
津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治 町、蟹江町、飛島村	海部県民事務所環境保全課 〒496-8531 津島市西柳原町1-14 0567-24-2131(ダイヤルイン)
半田市、常滑市、東海市、大府市、知 多市、阿久比町、東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町	知多県民事務所環境保全課 〒475-8501 半田市出口町1-36 0569-21-8111(代表)内線372
岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西 尾市、知立市、高浜市、幸田町	西三河県民事務所環境保全課 〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 0564-27-2875(ダイヤルイン)
豊田市、みよし市	西三河県民事務所豊田加茂環境保全課 〒471-8503 豊田市元城町4-45 0565-32-7494(ダイヤルイン)
新城市、設楽町、東栄町、豊根村	東三河総局新城設楽振興事務所環境保全課 〒441-1365 新城市字石名号20-1 0536-23-2117(ダイヤルイン)
豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	東三河総局県民環境部環境保全課 〒440-8515 豊橋市八町通5-4 0532-35-6113(ダイヤルイン)

第5 事業の選定

県が設置する「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業審査委員会」（以下「委員会」という。）で実施計画書等の審査・評価を行い、事業を選定します。

（1）評価基準

選定のための評価項目は以下のとおりです。

① 事業の趣旨

- ・ 本事業の趣旨（森と緑の保全や、森と緑を社会全体で支える機運の醸成）に合致しているか。

② 効果

- ・ 本事業の趣旨を実現する高い事業効果が期待できるか。
- ・ 多くの県民が参加し、森と緑に係る環境保全活動や環境学習を体験できる内容か。
- ・ 催事や報告会での取組発表の実施、メディア・SNSの活用などを通じて、県内に広く波及効果が望めるか。

③ 今後の展開

- ・ 次年度以降も事業継続性があるか。
- ・ 次年度以降も事業を進化させるなど、新たな発展が期待できるか。

④ 創意工夫・地域性

- ・ 地域特性や立地条件等をうまく活用している、県民の耳目を集める工夫をしている等、事業内容の仕組みや展開、広報のあり方等に創意工夫があるか。

⑤ 実現可能性

- ・ 事業内容に具体性があるか。
- ・ 提案事業を確実に実行できる能力、実績等があるか。

⑥ その他

- ・ ①～⑤以外で高く評価すべき点がある。

（2）選定方法

委員会は、上記の評価基準をもとに、別に定める選定方法により、提案された事業を評価し、採択事業を選定します。ただし、これにより難しい場合は、委員会の合議により採択事業を選定します。

県は、選定結果について、提案のあった全ての団体等に通知するとともに、採択事業については県のウェブページで公開します。

なお、県は、交付金の適正な交付等を行うために、当該事業提案に修正を加え、又は条件を付すことがあります。

(3) 決定の取消し

県は、次のいずれかに該当する場合、交付金の交付決定を取り消すことがあります。

- ① 実施計画書等に虚偽の記載がある場合
- ② 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ③ その他、この募集要領、「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付要綱」及び「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業実施要領」に違反した場合

第6 交付金の交付申請手続等

提案事業が選定された団体等は、結果通知の受け取り後に、別途「あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金交付要綱」に基づく交付金の交付申請が必要です。申請の手続等については、結果通知に併せてお知らせします。

第7 事務局・問合せ先

別表4の提出先又は以下の別表5までお問い合わせください。

【別表5】 問合せ先一覧

企画提案の手続その他の全体に係る事項	
	環境局環境政策部環境活動推進課 調整・環境配慮行動グループ 電話 052-954-6240(ダイヤルイン) FAX 052-954-6914 E-mail kankyokatsudo@pref.aichi.lg.jp
事業の内容に関する相談・問合せなど	
1 森・緑の育成活動事業 3 森林生態系保全の学習事業	環境局環境政策部自然環境課 国際連携・生態系グループ 電話 052-954-6229(ダイヤルイン) FAX 052-963-3526 E-mail shizen@pref.aichi.lg.jp
2 水と緑の恵み体感事業	環境局環境政策部水大気環境課生活環境地盤対策室 三河湾環境再生グループ 電話 052-954-6220(ダイヤルイン) FAX 052-953-5716 E-mail seikatsujiban@pref.aichi.lg.jp
4 太陽・自然の恵み学習事業	環境局地球温暖化対策課 温暖化対策グループ 電話 052-954-6242(ダイヤルイン) FAX 052-955-2029 E-mail ondanka@pref.aichi.lg.jp
5 独自提案による環境保全活動・環境学習事業	環境局環境政策部環境活動推進課 調整・環境配慮行動グループ (上と同じ)

第8 その他の留意事項

- ・提出された書類は原則として返却しません。

- ・提出書類の作成に要する費用は、提案する団体等が負担してください。
- ・交付決定前に着手された事業経費は、補助の対象とはなりません。
- ・本事業は、新年度予算成立を前提としていることから、予算の内容に応じて事業内容等に変更が生じることがあります。
- ・審査の過程に関するお問い合わせには、お答えできません。
- ・提案に際しては、評価基準の①～⑥を踏まえ、採択にふさわしい事業であることをできる限り具体的に分かりやすく記述してください。
- ・収支予算書や支出明細書（予算）等に計上した費用は、事業の実施に必要な限りにおいて認められるものです。事業との関連が不明な費用や事業の実施目的に比し過大な費用などは認められないことがあります。提案に際しては、積算根拠を示すとともに、計上した費用が事業実施に必要なことを明確に示すようお願いします（説明のために必要であれば、別紙を添付してください。）。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年2月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年2月 1日から施行する。